

議案第 27 号

山陽小野田市転入促進条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市転入促進条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市転入促進条例を廃止する条例

山陽小野田市転入促進条例（平成 23 年山陽小野田市条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに現に転入奨励金の交付を受けている者、現に第 2 条第 1 号の転入をしている者及び現に第 2 条第 6 号の取得者である者に係る第 4 条から第 8 条までの規定の適用については、なお従前の例による。